

## 提案書作成要領

### 1 委託業務概要

#### (1) 委託業務名称

第 35 回全国救急隊員シンポジウム運営委託業務

#### (2) 主催者

横浜市消防局及び救急振興財団

#### (3) 委託契約者

救急振興財団

#### (4) 委託上限額（税抜）

36,877,000 円（暫定）

#### (5) 委託契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 5 日（金）まで

#### (6) 主な委託業務内容

ア 事前準備業務（専用ホームページの開設、各種冊子等の準備、応募演題等の受付、事前広報など）

イ 会場設営業務（設営・撤去、機材・備品の手配、前日リハーサルの実施など）

ウ 運営関係業務（受付、案内・誘導、発表会場の運営・進行など）

エ 記録業務（全てのプログラム内容の映像記録及び編集、開催記録冊子等の制作及び発送業務など）

※ その他の委託業務の詳細については、「第 35 回全国救急隊員シンポジウム運営委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を確認すること。

### 2 提案資格

#### (1) 法人格を有する企業に限るものとし、単独又はグループで参加できるものとする。

ただし、グループの構成員となった企業は、単独での参加や他のグループの構成員となっての参加は認めない。

#### (2) 次の要件を全て満たす者とする。

なお、グループの場合についてはグループ全ての企業が要件を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は同取引停止処分を受けてから 2 年間を経過した者

ウ 当該業務の入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者

エ 銀行取引停止処分を受けていない者

オ プロポーザル参加意向申込書の提出期限から受託候補者の選定の日までの期間において、営業停止処分又は横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月制定）の規定による停止措置を受けていない者

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者

- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- ク 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納していない者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体などに該当する団体でない者
- コ 本業務委託の完了まで、業務が履行できる者

### 3 募集・審査のスケジュール（予定）

内容	日付（期間）	備考
公募開始日	令和7年12月10日（水）	
事業者説明会参加申込期限	令和7年12月19日（金）まで	
事業者説明会	令和8年1月9日（金）	横浜市消防局で開催予定
プロポーザル参加意向申込書提出期限	令和8年1月16日（金）まで	
質問書の受付期限	令和8年1月27日（火）まで	
提案資格確認結果・提案書提出要請書送付	令和8年1月29日（木）頃	
質問回答の公表	令和8年2月5日（木）頃	横浜市WEBサイトで公表予定
企画提案書受付期限	令和8年2月19日（木）まで	期間内必着
事業者ヒアリング評価委員会の開催	令和8年3月10日から13日のうち1日	各参加事業者に別途通知
結果通知	令和8年3月下旬	

※スケジュールは都合により変更する場合がある。

### 4 事業者説明会

#### (1) 説明会開催概要

日時	令和8年1月9日（金） 15:00～17:00
場所	横浜市消防局（横浜市保土ヶ谷区川辺町2-20）
内容	シンポジウム概要及び委託業務等に係る説明（会場の現地視察は行いません。）

※説明会への参加人数は、各事業者3名程度とすること。

※説明会への参加は、本件プロポーザルの参加条件ではありませんが、より効果的な提案につなげるためにも、可能な限り参加いただくようご調整ください。

#### (2) 説明会への参加申込

参加を希望する事業者は「(別紙) 事業者説明会参加申込書」に必要事項を記入し、令和7年12月19日（金）までに横浜市消防局担当者（「12 問合わせ・各種提出先」参照。以下同じ）宛てに電子メール、持参又は郵送（期間内必着）により提出すること。

## 5 プロポーザルへの参加申込

### (1) 申込方法

本件プロポーザルへの参加を希望する事業者は、「【様式1】第35回全国救急隊員シンポジウム運営業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書兼グループ協定書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入のうえ、「(3) 提出書類」と併せて、令和8年1月16日（金）までに横浜市消防局担当者宛てに持参又は郵送（期間内必着）により提出すること。

### (2) 申込後の提案資格の確認

申込書及び「(3) 提出書類」の内容を基に、主催者により提案資格の確認を行い、確認結果を提出事業者宛てに別途通知する。

なお、資格を有することを認めた事業者には、併せて「提案書提出要請書」を送付する。

### (3) 提出書類

【提出書類一覧】の表中①～③を各1部、④～⑨を1セットとし計5部提出すること。

なお、グループにより応募する団体は、代表団体の他、その他の団体も②から⑨までの書類を提出すること。

【提出書類一覧】※ 用紙規格は、日本産業規格を原則とする。

	提出書類	提出部数	用紙規格
①	(1)に示す申込書（様式1）	1部	A4
②	登記事項証明書（謄本）又はこれに類する書類 ※申請の日前3ヶ月以内に作成されたもの	1部 (原本)	
③	完納証明書又は納税証明書（都道府県税及び市区町村税） ※申請の日前3ヶ月以内に作成されたもの	1部 (原本)	
④	【様式2】経営状況等概要書	5部	A4
⑤	【様式3】企業概要書	5部	A4
⑥	【様式4】誓約書	5部	A4
⑦	直近2事業年度分の財務書類（貸借対照表、損益計算書等）	5部	A4
⑧	役員名簿	5部	A4
⑨	定款・寄付行為又はこれに類する書類	5部	A4

### (4) 留意事項

受付期間後は、提出書類の内容変更及び追加は受け付けない。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

#### ア 方法

提案に際し質問がある場合は、「【様式5】質問書」に質問内容を記入のうえ、令和8年1月27日（火）までに横浜市消防局担当者宛てに電子メール、持参又は郵送（期間内必着）により提出すること。

#### イ 留意事項

- ・電話及び口頭による質問は受け付けない。
- ・質問内容に疑義が生じた場合は、横浜市消防局担当者から質問者に対し、直接電話等で問い合わせを行う場合がある。

#### (2) 質問の回答

##### ア 回答方法

質問を取りまとめた後、質問者を特定しない形式で、横浜市 WEB サイト（当該業務の公募内容等掲載ページ。以下同じ。）に公表する（令和 8 年 2 月 5 日（木）頃）。

##### イ 回答の扱い

質問の回答が本作成要領等の内容と相違する場合は、質問の回答内容をもって本作成要領等の内容に変更があったものとする。

## 7 参加の辞退等

- (1) プロポーザルへの参加申込に関し、期限までに申込書（「5 プロポーザルへの参加申込」参照）の提出がない場合は、本件プロポーザルへの参加は辞退したものとみなす。
- (2) 参加申込後に辞退する場合には、「【様式 6】辞退届」を令和 8 年 2 月 19 日（木）までに横浜市消防局担当者宛てに電子メール、持参又は郵送（期間内必着）により提出すること。
- (3) 期限までに企画提案書等の必要書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。

## 8 企画提案書の提出

主催者より提案資格の確認結果及び提案書提出要請書を受け取った事業者は、本作成要領、仕様書及びその他関係書類に基づき、企画提案書等を作成し、以下のとおり提出すること。

#### (1) 企画提案書受付期限

令和 8 年 2 月 19 日（木）まで

#### (2) 提出先

「12 問合わせ・各種提出先」のとおり

#### (3) 提出方法

持参又は郵送（期間内必着）とする。

なお、提出順にプレゼンテーションの順番を決定し、提案資格を満たさず参加を認められない事業者や辞退する事業者がある場合は、順番を繰り上げるものとする。

#### (4) 提出書類

##### ア 【様式 7】企画提案書提出書

イ 企画提案書（様式自由。A4 判（両面刷）。「(6) 提案書の内容」参照）

##### ウ 【様式 8-1】見積書

##### エ 【様式 8-2】見積内訳書

オ アからエのデータ（DVD-R）

※ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出部数

提出書類	提出部数	留意点
【様式 7】企画提案書提出書	1 部	
企画提案書	15 部	・1 部は正本とし、正本以外の複写は可能 ・正本を除く 14 部のうち、7 部は社名なし、7 部は社名ありとする。
【様式 8－1】見積書	15 部	
【様式 8－2】見積内訳書	15 部	・クリップ留めとし、製本しないこと。
DVD-R (提案書等のデータ入)	2 枚	

(6) 企画提案書の内容

- ア 実施体制等（人員・組織体制、主催者との協力体制など。自由様式）
- イ 第 35 回全国救急隊員シンポジウム関係業務に関する具体的な提案（自由様式）
- ウ 過去 5 年以内の業務実績（次の(ア)から(エ)の業務実績がある場合、実績の概要について記載すること。自由様式）
  - (ア) 全国救急隊員シンポジウムの運営業務実績（開催年度及び開催地）
  - (イ) 参加者が 1,000 人以上の医学会等学術大会（分科会方式）の運営業務実績※<sup>1</sup>
  - (ウ) その他、参加者が 1,000 人以上の学術大会の運営業務実績※<sup>1</sup>
  - (エ) 業務実績 ((ア)～(ウ)) のうち、WEB（現地開催との併用含む）開催による業務実績※<sup>2</sup>
    - ※1 開催年月日、大会名、参加人数及び受託業務内容
    - ※2 大会名及び WEB 視聴者数（把握していない場合は、その旨を記載すること。）
- エ その他、仕様書の内容を踏まえた具体的な提案内容

## 9 審査方法

(1) 審査の流れ

- ・受託事業者の選定については、横浜市消防局に設置する評価委員会により、企画提案書等の提出書類を基に書面及びヒアリングによる評価を行う。
- ・評価点が最も高かった事業者を契約候補者として救急振興財団に推薦する。

(2) 評価

ア 評価の着眼点

「(参考) 評価の着眼点」のとおり

イ 評価委員会

(ア) 実施日時及び場所

実施日は令和 8 年 3 月 10 日から 13 日のうち 1 日（各参加事業者に別途通知）とし、横浜市消防局（横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-20）内で実施する。

(イ) 実施方法

**参加者及び説明者**

各事業者 4 名以内とする（グループの場合も 4 名以内）。

**実施方法**

- ・自己紹介 1 分以内、プレゼンテーション 20 分以内、質疑 25 分以内（予定）

- ・企画提案書を基に実施（パソコン、プロジェクター等の機材の持ち込みは不可）
- ・ヒアリング時には、社名は名乗らないこと。

#### (3) 審査結果の通知

令和8年3月下旬に、選定又は非選定を書面により、横浜市消防局から通知する。  
なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

#### (4) 審査結果の公表

各参加事業者の順位及び評価点数を含む審査結果は、横浜市WEBサイトで公表する。

#### (5) 契約候補者に選定されなかった事業者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった事業者は、通知を受けた日の翌日から起算して7営業日（土日祝を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

##### ア 書面の提出方法

横浜市消防局担当者宛てに電子メール、持参又は郵送（期間内必着）により提出

##### イ 受付時間（持参の場合）

土日祝日を除く 9:00～17:00

##### ウ 説明に対する回答

書面を受け付けた日の翌日から起算して10営業日以内に、説明を求めた事業者に対して書面で行うものとし、回答後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

## 10 関係書類の提出にあたっての留意事項

- （1）電子メール又は郵送で関係書類の提出を行った場合には、横浜市消防局担当者から2営業日以内に受領した旨の返信又は連絡（以下「受領確認連絡」）を行う。
- （2）横浜市消防局担当者からの受領確認連絡が確認できない場合は、受領の有無について電話により確認すること（土日祝日及び年末年始を除く9:00～17:00）。
- （3）持参の場合は横浜市消防局担当者からの受領確認連絡及び事業者による電話確認は不要とする。
- （4）関係書類を持参する場合には、土日祝日及び年末年始を除く9:00～17:00の間とすること。

## 11 その他

- （1）本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）本プロポーザルにおいて各事業者に発生した費用（旅費や提案書の準備に係る費用など）は、全て各事業者が負担すること。
- （3）主催者が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。
- （4）提出書類に虚偽の記載があった場合や提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合、提案資格を満たしていないことが判明した場合は審査の対象外とする。
- （5）提出された資料は返却しない。  
なお、主催者は、提出された書類を事業者選定の目的以外には無断で使用しない。
- （6）参加者が1者のみであった場合でも、本件プロポーザルは成立するものとする。

- (7) 提出書類は、候補者の選定後は「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月 25 日条例第 1 号）及びその他関係法令等に基づき不開示となる情報を除き、情報公開の対象となる。
- (8) 救急振興財団との契約締結に際し、企画提案の内容の一部について、双方協議の上、修正できるものとする。
- (9) 本プロポーザルにおいて知り得た情報は、許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

## 12 問合せ先・各種提出先

部 署：横浜市消防局 救急部 救急指導課  
担当者：森崎、草間  
所在地：〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-20  
電 話：045-334-6797  
メール：sy-kyukyushido@city.yokohama.lg.jp